平成 29 年度 第 1 回発達障害者支援体制整備検討委員会 議事録

- **1 開催日時** 平成 29 年 10 月 11 日 午後 1 時 30 分~ 3 時
- 2場所ホテルルビノ京都堀川
- 3 出席委員 (21 名中 11 名出席)

荒木座長、相澤委員、阿部委員、大島委員、大森委員、野田委員、竹村委員、長谷川委員、弓 削委員、宮内氏(岡委員代理)、太田氏(木村委員代理)

4 内 容

- (1) あいさつ
- (2) 議 題
- ① 「発達障害者支援の課題と方向性」に基づく事業の実施状況について
- ② 改正発達障害者支援法等について
- ③ 新たな検討課題について
 - ~ 主な意見 ~

委員:

京都府の事業対象市町村は、何市町村か

→ 京都市を除く25市町村が対象である。

委員:

5ページに京都府における発達障害者関連施設の配置図があるが、●印が「発達障害者圏域支援センター」で▲印が「障害者就業・生活支援センター」。京都府全体を6圏域に分け各センターでカバーしていると言うことだと思うが、放課後等デイサービスについて、量的なものと質の向上にも問題があるということだが、事業所数はいくらあるのか。

→ 事業所数については、3ページに記載しているとおり平成 26 年度 42 事業所から平成 29 年度には 86 事業所に倍増している。

受入人数は、27年度においては、区域全体で約2,100人見込みのところ、実績は約2,600人となっておりかなり増えている。この状況は28年度も継続しているので、見込み量に対してかなり上回る状態にある。

委員:

支援ファイルや移行支援シートの活用状況については、地域でバラバラだと言うことか。

→ 活用自体は様々で、十分アフターフォローができていなかったり、配付はしているが利用されていない場合がある。作成当初からも単に書式を作るだけではなく地域での支援体制が重要ではということだったので、検討課題としてあげさせていただいたところ。

委員:

5年間でシステムは作ったが、その中身、質をどう評価していくかといったところか。

委員:

支援ファイル、移行支援シートの活用について、今年3月に小、中学校の学習指導要領が改定され、通級指導教室、特別支援学級に通っている児童生徒については、個別の授業計画、個別の教育支援計画を策定することが明示された。それにあわせて支援ファイルや移行支援シートの普及といったことを呼びかけることで、合理的な配慮の継続的な実施にも関わって、すべての市町村で取り上げていけるのではないかと考えている

また、医療体制の中で、医師の研修があがっていたが、教育側では、医療機関で診断名だけをだされても非常に困る。学校、保育所、幼稚園等々とどのように連携していくのかといった視点で、学校体制の状況なども知っていただくことが大切ではないか。個別の教育支援計画も、今後、作成されていくことに伴って医療と教育の連携がとても大切になってくる。診断だけ出して学校のことをよく知らずに支援してくださいと言われ困惑する一方、保護者側からも、医者から言われたのでと、学校に対し過度の配慮を求めてこられ、一害がかなり起こっていることもある。研修の中で学校の体制など知っていただける配慮をしていただけたらありがたい。

委員:

成人中心の相談になっているが、学童期の相談とどう連携するか。どのように授業を組んでいくか。 各市町村の学校と教育委員会と連携をどうしていくかといったところが課題。

委員:

支援ファイルのことだが、教育委員会も障害者支援課も平成25年から普及ということでモデルを作成しホームページにも掲載されているが進んではいない。もう一度、施策として打ち出す必要があるのではないか。広がらない理由として、持っていただく方々にメリットがしっかり伝わっていないのではないか。「支援ファイルは役に立つから持ちなさい」と言われても、「手間がかかるばかりで何か役に立つの」といったところで止まっているところが大きい。どういったメリットがあるのか、配る側が「支援ファイルを持っているか」といった仕掛けをしなければ広がらない。市町村ではなく京都府で大きく仕掛けをしてみればどうか。

発達障害者圏域支援センターの件については、発達障害者支援法第 14 条で「身近な場所において必要な支援を」といったことが明記されているが、圏域に巡回相談している中で、地域なりの支援はしているが、圏域としてやっていただきたい仕事になかなか至っていないところが多いように思う。相談件数をみてもわかるとおり各法人が担っている対象者で支援に差ができている。

今は児童も成人もまとめて同じ圏域ということで、圏域支援センターがあるが、児童・成人の圏域といったふうに、もう一度考え直して、一人一人が身近な地域で身近な支援を受けられるよう圏域の見直しをしていくべきではないか。

委員:

6ページに圏域毎に相談件数の5年間の推移をまとめていただいているが、さらに児童と成人の件数を調べることは可能か。地域や圏域の相談内容は、圏域の中でも違いや差があるのではないか。

- → 年代別の相談件数について、平成28年度実績だけではあるが、7ページに年代別の実人数を記載しており、約2割が18歳以下の相談である。推移として年代別の整理はできると思う。
- → 6ページに相談実績のうち就労相談の件数を記載している。傾向で言うと 25 年度と 28 年度でくらべると就労相談のウエートが増加している状況。これは成人中心といったことを表している一つではあるが、一方で就労関係は障害者就業・生活支援センターもある。圏域支援センターと連携してや

っていく場合もあるので一概にはいえないが、就労相談にウエートが寄ってきているといったところも注目していただく必要があると思う。

委員:

成人期の相談が多いという話だったが、もともと発達障害者支援センターの設立時には、こどもの 相談を想定していた。しかし、実際は、子どもの相談対応は少なかった。知的障害を伴う自閉症の相 談も少ない。どちらかというと成人期におけるのちに診断をうけた方、前の診断名でいうとアスペル ガータイプの高機能自閉症の方が多い傾向にあった。それが今でも続いていると思う。平成25年頃は 全国的に直接相談が多すぎて、全国の発達障害者支援センターはパンクしてしまう、ということで発 達障害者支援センターは、相談支援センター等の専門的な部分のアドバイス等に徹するようにと全国 的にも言われていた。平成 26 年には地域支援マネージャーという制度ができ、地域毎に専門性をもっ た核になるところが中心になって地域の相談支援体制の構築を目指すということだと思うが、それが 一つの指針となって圏域の支援センターとイコールになるのではないかと言う発想があった。中央で 研修もあり、そういう部門を目指していければ圏域支援センターとしての役割を担っていけるのでは ないかといった期待があった。そのような中、現実的には、相談支援の件数を見ていただくとわかる ように、はばたきの相談支援件数は減っていない。延べでいくと 1,200~1,400 件。あと、圏域支援セ ンターは、実際の発達相談件数だけをあげることになった結果、この件数になっている。成人期の対 応がかなり難しいことと就労支援にも困難を極めているといったことが実態で、それが件数に上がっ てきている。学齢期における相談支援は基本的には、各地域の支援学校の地域支援センターが核にな って相談にのっていただいている印象。はばたきからも振っている。特に学校等の対応は地域支援セ ンターで担っていただいている。ただ、連携がうまくできているかどうかといったところが課題。

委員:

はばたきの実績を見ると、就労相談件数で4倍、5倍の数字になっている。

委員:

就学前、保育、幼稚園の園児等の相談、小中学校、最近は高校も非常に増えているが、学齢期の支援はかなり各地域支援センターで受けていると思う。印象だが、学校に行っている保幼小の幼児、児童生徒は地域支援センター、成人に向けての難しい問題があるだろうと言う場合や地域生活も含めて家庭も困難だといった場合は、発達障害者圏域支援センターでやっていただくよう連携を取ろうとどこの地域支援センターも考えているのではないか。取り決めがあるわけではなく、親がどちらに相談に行くかでも変ってくる。また、連携を深めていく中で、連携機関のどちらが気づくかと言うこともある。山城北圏域の自立支援協議会では、放課後等デイサービスから家庭支援が難しい児童について、教育側と情報共有をしていこうと取り組んでいる。

2ページにペアトレがなかなか進まないといったことがある。受研者は、研修会をしても、研修後すぐに実践につなげられないというところがある。研修後に、巡回相談を実施し、実践にあたって「ちょっと助けてほしい」と思うところに支援できるような制度があればいいなと思う。

移行支援シートについて、印象ではあるが公立については、市町の教育委員会からの支援もあり、 移行支援シートがでてきていると思うが、私立の幼稚園、保育園になると、なかなか市町の教育委員 会も言いにくく、対処ができていない。私立幼稚園にはどういったルートで情報がいっているのかよ くわからない。情報は入っているが、書き方がわからないというのなら、要請に応じて、支援に行け る。書き方を教えることは可能で、実際に来られて書いて帰られる方もいる。しかし、あまりそうい ったオファーはない。公立幼稚園は、そこそこ意識を持っているがそれ以外は少し弱いといった印象。

委員:

資料だけを見ると成人期だけしか増えていないように見えるが、教育の現場を繋いで考えると、それぞれ、特別支援学校等と繋がって相談事業が進んでいく相談支援体制がそれなりにできあがっている実態があるのではないか

その中で、例えば、小中は体制ができているとして、高等学校はどうなのかなど少し立ち入って検証する必要が出てくるかもしれない。

年中児事業を進めて、その後、巡回相談のようなものを自治体でも実施されていたと思うが、ペアトレ研修と関わって、巡回相談の中でひもといていくとペアトレの成果等にも広がっていくのではないか。研修で来てもらうだけでなく、出かけていくような仕掛けを考えていくとどうなのか。

移行支援シートを活用する公立、私立、民間の場合、特に親への指導も含めて、お願いする機会を どうするかといったところをどうテーマにするかといったところか。

委員:

医療提供体制のところで府立こども発達支援センター、府立舞鶴こども療育センターの記載はあるが、花ノ木医療福祉センターの児童精神科も頑張っているので記載していただきたい。

支援ファイルのことだが、親からは「学校に提出しても先生が見てくれない。なぜあんなに一生懸命書いて提出しないといけなかったのか」と言った声を聞いている。提出されたらぜひ活用いただきたいし、「支援ファイルを持っていないか」と担任の先生から聞いていただけると親も一生懸命書いていただけるのではないか。

ペアトレの後の巡回の話だが、初診の待機期間が長くその期間をどうしていくかと言った問題に関 して、年中児サポートでは、診断が付いてサポートをする段階ではないが、不適応状態で困っている 子が、発達障害の代表的なものの中で、どのようなタイプなのかといったことは、保健師やかかりつ け医であっても、ある程度はわかっているのではないかと思う。そこで、医療機関に行くまでの間、 保健センターや保健所の保健師が関わる中で、その時点で今できること、例えば、分かりやすく伝え るにはどうすればよいか、環境の構造化をどうすればよいか、といったある程度共通のやり方を保護 者に伝えることができれば、実際の困り感は、子にとっても家族にとっても一定減ると思う。待って いる間に何もできないというのは、保護者にとってもすごく不安だと思う。気づいたらすぐできるこ とは沢山あるので、保健師や保育士に伝えてあげてほしい。ペアトレは専門職に受けていただき、今 年からティーチャートレーニングをやっているが、対象児全員が療育を受けられるわけでもない。一 般の幼稚園や保育園で一定療育的なことが、どこの園ででもできるようになればいい。待機期間を待 っているだけでなく、保育園で「こうしてあげたらいいよ」とアドバイスができるようになると、親 も楽になると思う。ペアトレでは、呼びかけて来た人しかわからない。なかなか伝わっていかないの で、幼稚園も保育園も療育的な保育ができるようになるといったことを目指して、年に何件かやって いただければと思う。あわせて療育のレベルも地域によっていろいろあると思うので、どこにいって も同じように理解していただき療育を受けられる状況を作っていただければと思う。そうしていくと、 医療機関の待ち時間に関しても少し明るいものが見えてくるし療育の専門家が少ないといった点もカ バーできるのではないか。

委員:

医療と府の圏域との関係で、府立舞鶴こども療育センター、花ノ木医療福祉センター、府立こども 発達支援センターがそれぞれどれくらいの領域をカバーしているか、図か資料で実績を整理していた だければ。 それから、教育の分野では、圏域センターと教育局との関連で、圏域センターと教育が連携している様子を図のようなもので整理して見える化をしながら進めていければ。

→ 府立こども発達支援センターと府立舞鶴こども療育センターは、待機期間の実績は出せると思うので整理する。府立中心で記載しているのは、5年前の「課題と方向性」には医療的ケア体制は府立の2医療機関しか記載がなかったので、このような形で整理しているところ。今は状況が変ってきているので、それを踏まえて再度整理する。

今年度取り組んでいる府の事業で、まだ工事中で具体的な事業は始まっていないが、府立こども発達支援センターで専門職をいれ、医療に繋ぐ前後を相談機関でやっていける絵が描けないか検討している。そこで、医療機関を待っている間にできることを伝えたり、就学前の福祉サービスから学校へのつなぎをどうするか、就学後の福祉との繋がりをどうするかといった関係機関のつなぎ役もできないか事業団と議論しているところであるが、改めて御紹介し議論いただければと思う。